

「豊島区男女共同参画推進条例」の改正に関するパブリックコメント実施結果

- ・実施期間 平成30年12月6日～平成31年1月3日
- ・周知方法 広報としま12月1日号掲載、区ホームページ掲載(平成30年12月6日～平成31年1月3日)
- ・閲覧場所 区ホームページ、男女平等推進センター、住宅課、行政情報コーナー、区民事務所(東・西)、図書館、区民ひろば
- ・受付方法 Eメール 3件 郵送 0件 持参 1件 合計4件
- ・提出意見数 18件

※複数のご意見をお寄せいただいたものがあるため、提出意見数と受付方法の内訳合計数は一致しません。

第1章 総則			
番号	項目	ご意見の概要	区の方考え方
1	第2条(2)	「性的指向(どの性別を恋愛対象とするかを表すものをいう。以下同じ)」を「性的指向(どの性別を恋愛感情や性的関心・興味の主な対象とするかしないかを表すものをいう。以下同じ)」に修正して欲しい。 (3件)	ご意見を踏まえ、「性的指向(どの性別を恋愛感情や性的関心・興味の主な対象とするかしないかを表すものをいう。以下同じ)」に修正します。
2	第2条(5)	「他の者を不快にさせる性的な言動により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して、当該個人に不利益を与えることをいう。」について、人事院規則10-10(セクシャル・ハラスメントの防止等)で「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」も含まれるよう改正されたことを踏まえて、「セクシャル・ハラスメント」の定義に、「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含む。」と一文追加をして欲しい。	男女雇用機会均等法の改正後、「人事院規則10-10(セクシャル・ハラスメントの防止等)の運用について」において、「性的な言動とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。」と定義されたため、それに倣い修正します。
3	第2条(7)	互いを人生の伴侶とし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が多様な性自認及び性的指向の2人の者の関係をいう。について、多様な性的指向・性自認に限定を付さない方がより望ましい。	多様な性自認・性的指向の方々に向けた制度として、制度を開始したいと考えています。
4	第3条(4)	「すべての人の性と生殖における健康と権利が尊重され、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること」とあるが、わかりやすくするために、下線部分を「～出産時期や働き方など自分らしい生き方を～」にした方がよい。	文言の修正は行いませんが、条文の趣旨が理解されるよう積極的に周知して参ります。

第1章 総則			
番号	項目	ご意見の概要	区の考え方
5	第3条(7)	「すべての人が、性自認又は性的指向に関して、個人の意思が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。」について、性的指向や性自認は「意思」で変更できるものではないため、「すべての人が、性自認又は性的指向を尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。」に変更をして欲しい。	ご意見を踏まえ、「すべての人の性自認又は性的指向が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。」に修正します。
6	第3条(8)	「学校教育及び生涯学習において、男女平等の理念及び性の多様性を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた取組がなされること。」について、保育園が学校教育に入らない厚労省による管轄であることを念頭に「幼児教育、」を補足して、含むことを明確化して欲しい。	ご指摘のとおり、現行では保育園が含まれないため修正します
7	第3条(8)	「～男女平等の理念及び性の多様性を尊重し～」とあるが、性の多様性への理解に十分気を配り進める必要があることから、「～男女平等の理念及び性の多様性を尊重するとともに理解を促進し～」と改めて欲しい。	理解促進につながる取り組みについては後段の「基本的施策」の条項にて記載しております。

第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止			
番号	項目	ご意見の概要	区の考え方
8	第7条(6)	「何人も、本人の同意なくして性自認又は性的指向を公表してはならない。」について、指針で例外事項(例えば本人の生命に関わり、かつ緊急の場合にチームで取り組む必要がある際など)を定めていただきたい。	「豊島区多様な性自認・性的指向に関する対応指針」を改訂する際に検討します。
9	第7条(6)	「～本人の同意なくして～」とあるが、わかりやすくするために「～本人の同意を得ないで～」とした方がよい。	文言の修正は行いませんが、条文の趣旨が理解されるよう積極的に周知して参ります。

第3章 基本的施策等			
番号	項目	ご意見の概要	区の考え方
10	第8条(6)	「性と生殖における健康と権利が尊重され、自己決定による選択ができるよう～」とあるが、わかりやすくするために「自己決定による」の前に「～出産時期や働き方など～」を追加した方がよい。(2件)	文言の修正は行いませんが、条文の趣旨が理解されるよう積極的に周知して参ります。
11	第8条(8)	「性別等を理由に」と明記されていることはとてもいい表記である。	条例改正の趣旨を積極的に周知し、理解が広まるよう取組みを進めて参ります。

第4章 豊島区男女共同参画推進会議			
番号	項目	ご意見の概要	区の考え方
12	第18条	「推進会議は、会長が招集する。」について、「推進会議は、会長もしくは委員の3分の1以上の要請により、招集される」と変更して欲しい。	ご意見を踏まえて、今後検討します。

第5章 豊島区男女共同参画苦情処理委員			
番号	項目	ご意見の概要	区の考え方
13	第24条	「苦情処理委員は、3人以内とし」→専門員の確保は大切である。	男女共同参画の理念に、性の多様性を含むこととしたことから、苦情処理の範囲が広がることを予測して、2名以内から3名以内に変更しました。引き続き、苦情処理制度の周知に努めて参ります。

その他全般			
番号	項目	ご意見の概要	区の考え方
14	—	全体をまとめて捉えると、極めて良い条例(案)となっており、豊島区のこの条例が日本国内において注目に値する、誇りを持てる条例(案)といえます。	条例の趣旨を積極的に周知し、理解が広まるよう取組みを進めて参ります。
15	—	条例が改正されると知りとても心配した。制定にあたり勉強会を開き何度も討議して施行に結び付けることができたと自負していた。そんな思いが必要なかったと今回の改正案でわかった。パートナーシップの項目が追加されても、名称も変わらず逆に入って欲しかった項目が追加されていた。セクハラ以外にも多くのハラスメントが入り、メディアリテラシーやリプロダクティブヘルス・ライツが入るか産む時期人数を決められることを明記できると東京でなく日本で一位の条例になるかもしれないと感じている。	条例の趣旨を積極的に周知し、理解が広まるよう取組みを進めて参ります。